

令和7年度 朝霞保健所

高齢者施設等への感染症対策研修会開催要領

1 目的

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で必要不可欠であり、感染対策を行いながら継続したサービスを提供することが重要である。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に感染症法上「5類感染症」に位置付けられるとともに、各施設の感染対策も整備されている。一方で、管内において、社会福祉施設では、新型コロナウイルス感染症を始め、季節型インフルエンザや感染性胃腸炎等による集団感染が散発して発生している状況である。

令和3年度の介護報酬改定では、BCP計画の策定等が介護施設・事業所の運営基準に定められ、令和6年度から策定が義務化した。よって、認知症や介助が必要等の高齢者特有の集団生活の場では、自施設の特徴を考慮した感染症の予防、感染症の蔓延防止が重要になる。そのため、今回の研修では、施設職員向けに施設内で実施できる感染症対応研修を行うことで、社会福祉施設が感染症対応に備えた対策を強固としていくための一助とすることを目的とし、本研修を実施する。

2 目標

- (1) 感染症対策の知識・技術の向上
- (2) 重症化リスクの高い高齢者への感染症対策に対して実践を通して、自施設の感染症対策の強化を図る。

3 主催

埼玉県朝霞保健所

4 対象

高齢者施設：短期入所生活介護（53施設）、短期入所療養介護（19施設）、特定施設入居者生活介護（50施設）

障害者施設：長期入所（21施設）、短期入所（6施設） 計149施設（職種問わず）
(R7.8.15時点)

5 定員

30名

6 日時、場所、プログラム

別紙リーフレットのとおりに

7 出欠席の回答 電子申請フォーム